

「道德ノ標準」を求めて¹
—明治日本の道德教育
林子博 (LIN Zibo、りん・ずぼ)*

はじめに

報告者は、日本初代文部大臣であった森有礼（1847-1889）の下で行われた徳育教科書編纂事業をめぐる議論を手がかりに、教育勅語発布前夜に展開された道德教育論の特質やその歴史的意味を解明することを課題としている。

本報告では、本研究の問題意識と課題設定についての紹介を行う。そのことを通じて、明治期の日本における道德教育をめぐる問題群の輪郭を提示することを目的とする。

1. 問題意識—なぜ今、道德教育なのか？—

報告者の問題関心は、現代中国社会の現実とそれを取りまく言説から出発した。近年、中国では急速な経済成長が遂げられる一方で、その裏側に生じた様々な不条理も注目されている。相次いで報道された食品安全事件や官僚腐敗問題などに対し、企業倫理（市場モラル）の欠如や拝金主義の一般化がその原因として指摘されているだけではなく、中国人における「国民道德大滑坡」（道德の崩壊）、「民族信仰」の喪失またナショナルな価値体系の不在などの批判的言説が噴出している²。市場経済における利己主義の追求の行き過ぎがもたらしている社会秩序の混乱に対処する形で、いわゆる道德標準や価値体系の樹立などの問題が議論の俎上に載せられた。その意味では、現在の中国では、国家・社会の秩序の安寧及び国民統合に寄与する道德教育が求められているといえる。

一方で、国家（中央政府）の推進する道德教育に対して異を唱える声もある。2010年、香港の中小学校への「国民教育及徳育課程」導入案は、中国政府のイデオロギーの洗脳をはかる愚民教育につながりかねないという香港市民の懸念と批判により、却下された。2012年4月の再提出は同様の批判を招致したのみならず、大規模な市民デモ（「反国教運動」）まで惹起することに至った。そうした批判を支えた論理としては、国民への支配や抑圧の装置としての機能という道德教育の持つもう一つの「顔」への警戒が挙げられる。

報告者の問題意識の原点は、このような「道德標準」・「民族信仰」の喪失や「反国教」といった言説、及びそれに象徴された事態の意味を、歴史の視点から把握することで、国民国家の枠組みにおける道德教育自体とその可能なあり方について考えることにある。

¹ 本報告をまとめる際、次のような拙稿の考察を踏まえている。林子博「雑誌『国民之教育』にみる道德教育論争：森文政期における『倫理書』編纂過程の再検討」（『日本の教育史学』55号、2012年）、「森文政期における「倫理」と「道德」のあいだ」（『教育学研究』80(4)号、2013年）。あわせて参照されたい。

* 京都大学大学院教育学研究科博士後期課程。

² 2012年4月、中国の総理温家宝氏は国務院参事との会談の際、近年相次いだ「毒ミルク」などの食品安全事件に触れ、信用の喪失、道德の墮落により、深刻な状態に陥ってしまったことを訴えた。その後、氏の発言がきっかけとなり、『人民日報』や『中国青年報』などの大手メディアが、「如何才能催生道德血液」、「用法治堤 壩阻止道德滑落」、「総理講話引發思考 如何止住道德滑坡」などの関連論説を掲載した。また、ナショナルな価値体系（「核心価値観」）の不在を問題とした知識人の論考も見られる。潘維「論現代社会的核心価値観」、吳志攀他編『東亞的価値』（北京大学出版社、2010年）、中華戰略文化論壇叢書編委会編『社会主義核心価値観與中華戰略文化』（時事出版社、2010年）など。

2. 研究の視座—明治日本を考えること・明治日本から考えること—

上記の問題意識から、報告者は明治期、とりわけ教育勅語発布前夜の日本に着目する。教育勅語は、1890年10月に明治天皇の名義で文部大臣を介して下賜された、日本の教育方針を示す文書である。皇室の祖先が「臣民」の道徳を確立したと説き起し、「臣民」が一致団結して忠孝の道徳を実行することを「国体ノ精華」また「教育ノ淵源」と規定するものであり、1948年の国会決議で廃止されるまで、帝国日本における道徳教育の根本規範とされた。その教育勅語発布の気運を促した動きとして、1887年前後にいわゆる「徳育論争」と呼ばれた状況が現出していた。論争の火付け役を果たしたのは、東京学士会院の会長だった加藤弘之である。加藤は、神儒仏基の諸宗教による道徳教育を各学校で競争的に実施させることを提言し、教育系雑誌で賛否の論を沸騰させることとなった。

この時期の議論の応酬を「徳育論争」として取り上げた久木幸男は、徳育の基準をどこに求めるべきかが、論争者たちの最大の関心事であったと述べ、その背景には「我日本国ノ如キ道徳法ノ根基一定セザル国」という認識が当時広くあったことを指摘している³。つまり、道徳の基準がないという前提認識が政府から民間の教育界まで一般化している状態であった。まさにこのような言論状況が「徳育論争」の特徴である。1880年代前半における儒教主義的徳育の是非をめぐる二項対立を超えて、そもそも徳育の基準なるものが失われたのではないかという問題が提起されたのである。加藤の徳育案に先立って、もう一人の啓蒙思想家である西村茂樹は、1886年12月に帝国大学の講義室で行った、日本道徳に関する講演において、次のように現状認識を述べている。「王政維新ノ初メ、旧物ヲ一選シテ尽ク其面目ヲ改ム、是ニ由リ、従来士人ガ尊奉シテ道徳ノ標準トスル所ノ儒道ヲモ廃棄シ……是ニ依リ日本中等以上ノ人士ハ道徳ノ根柢ヲ失ヒ、封建ノ時ニ比スレバ人心其固結力ヲ弛緩シ、民ノ道徳漸ク退廃ノ兆ヲ萌セリ」⁴。西村の言う「道徳ノ標準」とは、いわば国民に進退の基準を指示し、秩序維持と民心統合を図る特定の価値体系だと考えられる。世界のいずれの国も、特定の宗教（あるいは儒教）をもって民衆の道徳を維持しているのに対し、日本の場合は、明治維新に伴った儒教の地位の失墜により、従来の基準が崩壊した一方、新たな基準（「一定ノ主義」）が樹立されないままであった。西村の議論には、そうした「国民道徳」・「国教」の不在は社会秩序の腐敗をもたらすだけでなく、それにより西洋列強の脅威から国家の独立を保つに必要な「人心固結」も望めなくするのではないかという危機意識が溢れている。その認識が講演原稿『日本道徳論』の出版や『教育時論』など大手教育雑誌の転載により広がったと思われる。それ以降、「標準」の中身をめぐり幅広い議論が展開されただけでなく、「標準」そのものの必要性和正当性に問いかける意見までも登場した⁵。そうした「標準探し」に一応のピリオドを打ったのは、前述した教育勅語の発布（公定の「標準」の登場）であった⁶。

このような「標準」の不在状況がもたらした百家争鳴の時代においてこそ、国民国家における道徳教育の本質が、論争という形を介して明確に現れてくるのである。その点では、

³ 久木幸男ほか編『日本教育論争史録』第一巻近代編（上）、66頁。

⁴ 西村茂樹『日本道徳論』（1887年）、日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻所収、104頁。

⁵ 西村正三郎『徳育新論』（普及舎、1888年）。

⁶ とはいえ、教育勅語の発布により、徳育をめぐる論争が完全に鎮静化したわけではない。勅語という「標準」を、どの教説（儒教・哲学・宗教）をもって理解・実践していくのかについて、しばらくの間、議論が続いていたと見られる。

この時期の明治日本は、ナショナルな価値体系の構築や道徳教育の意味と可能性を根本から問い直すための素材となるとともに、そこに内包された経験が、現代の中国・日本社会における徳育の枠組みや動向を相対化する視点を孕んでいるように考えられる。こうして、明治日本を考えることを一つの方法として、現代社会の道徳教育をめぐる諸相について考えるところに報告者の視座が設定されている。

3. 研究対象とアプローチ—森有礼文政期の倫理科教科書編纂への着眼—

1). 先行研究

この時期を対象とする先行研究の多くは、天皇制教育体制確立の前提条件を探すことに急なるあまり、教育勅語体制形成までの動向のなかで、「標準」の不在という論調に象徴されるような論争的「状況」を内側から考察しようとする視点が欠けているのではないかと考える。すなわち、教育勅語の作成に直接かかわった元田永孚や井上毅といった個别人物の徳育思想の形成およびそれらと教育勅語との関係に関する研究が蓄積されてきた一方で、そういったいわば教育勅語成立史研究とは別の角度から、当時の議論の持つ歴史的意味と近代（道徳）教育の可能性について検討したものは不十分といわざるをえない。

その傾向を早くも指摘したのが、佐藤秀夫である。佐藤は、明治道徳教育史研究の先鞭をつけた海後宗臣による一連の教育勅語研究⁷が「教育勅語必然論」だと批判し、元田永孚の主張の展開に即して教育勅語発布に至る道筋を描くという予定調和的な前史の描き方にも否定的である⁸。田中智子の整理によれば、それを克服するために、佐藤は元田らの勢力を主語として教育勅語への道を叙述するアプローチを排し、そのかわりに、森有礼文政期（1885年12月～1889年2月）に着目したのである⁹。彼は、森文政に「近代教育への多様な可能性」を見出し、森暗殺によって『教育の明治維新』の劇的な終結¹⁰がもたらされたとしている。その点を象徴する事件として、教育勅語作成の契機だったとされる1890年2月の地方長官会議が挙げられる。森文政期の教育（特に師範教育）は単なる主知主義のものであり、徳育の不振をもたらした張本人だと批判された。

その意味では、森文政の徳育理念・政策は、教育勅語発布前夜の「徳育論争」の渦巻きに身を据えながらも教育勅語に直結しない、もう一つの「近代教育」の選択肢として検討に値すると考える。だが、森文政の目指した徳育とは果していかなるものだったのかについて、佐藤は必ずしも全体像を提示していない。また、それ以降の森文政研究においては、近年に至るまで、森文政期の文部省編纂の倫理科教科書『倫理書』を森個人の思想的結晶と捉え、そのテキスト内容を森の思想形成（例えば青年期の森とスペンサーとの交流）から理解しようとする傾向がある¹⁰。しかし、後述するように、『倫理書』は集团的著作であるため、そこには編纂指導者森の思想的影響があったにせよ、それを直ちに「スペンサー—森」という図式で捉えるには相当の限界がある。また、『倫理書』の内容だけでなく、その編纂過程を当時の「徳育論争」という文脈の中で位置づけながら、それがいかなる意

⁷ 海後宗臣・吉田熊次『教育勅語渙発以前に於ける修身教授の変遷』『教育勅語渙発以後における小学校修身教授の変遷』（1935年）、海後『教育勅語成立史の研究』（1965年）など。

⁸ 佐藤秀夫「教育史研究の検証」（『教育学年報6 教育史像の再構築』世織書房、1997年）

⁹ 田中智子「森有礼文政期研究の現在と射程」、『教育史フォーラム』第9号。

¹⁰ 長谷川精一『森有礼における国民的主体の創出』（思文閣出版、2012年）。

見に対抗し、どのような論理に基づいて作られたかを把握する必要もある。以下では、報告者の課題設定と論点の概要について述べていきたい。

2). 課題設定と論点概要—『倫理書』編纂をめぐる論争空間—

前述した問題意識と研究史の整理を踏まえた上で、本研究は、教育勅語による「標準」設定以前の道德教育をめぐる議論の歴史的意味とそこに内在する可能性について、森文政の徳育教科書編纂・選定事業を中心に検討することを課題とする。具体的には、森文政下の中等学校において新設した倫理科（従来の修身科から改組される）に向けて編纂・選定された教科書『倫理書』（文部省編）と『布氏道德学』（フリッケ著・松田正久訳）に着目する。ドイツ語原著の翻訳書（倫理科教科書として森により選定されたもの）でありながら、教育勅語発布後も数年間にわたり広く使われていた後者と比べて、前者に関しては、森の死後に、当時の教育現場における存在感が希薄となったと言わざるを得ない。だが、「標準探し」の「徳育論争」の最中に、森の企画下で生まれた『倫理書』には、編纂に関わった多彩な論者らの議論の屈折した記録としての重大性を見出すことができる。

稲田正次が明確化したとおり、森は当初五人の編纂委員を委嘱した。すなわち、西洋教育学に精通する文部書記官の能勢栄、オックスフォード大学で西洋哲学を学んだ西本願寺系僧侶菅了法、英国聖公会の宣教師出身のデニング、帝国大学哲学科を修了した嘉納治五郎と「日本道德」の樹立に苦心した文部官僚出身の西村茂樹である¹¹。ところが、編纂にあたって、この5名が合意に達せず、結局能勢と菅が中心となって、森の意図を取り入れつつ、『倫理書』を作り上げた。1888年3月にその初版ができたが、森はそれを福沢諭吉、加藤弘之、中村正直、井上毅、元田永孚、折田彦市など多くの識者に送り、批評を求めた。本書の完成稿の公刊（再版）は、これらの人物の議論を受けて、修正を経たうえで同年10月に実現した。その目次（初版と再版の目次は一致している）は以下のとおりとなる。

目次
第一章 概論
第二章 目的
第三章 行為ノ起原
体慾／欲望／情緒／聯想／習慣
第四章 意志
意志ノ解／無意ノ作用／意志ノ他ノ能力ニ対スル関係／意志ノ正用／意志ノ自由
第五章 行為ノ標準
標準ノ解／自他ノ併立／社会的見解／道理的見解／感情的見解

当時の日本で受容された心理学と倫理学をベースにした教科書である『倫理書』は識者たちにどのように受け止められたのか。『倫理書』編纂の途中から、文部省の徳育改革への不満を公表した識者の一人は加藤弘之である。前述したとおり、1887年11月に加藤は大

¹¹ 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、1971年）第六章・五「森の倫理書編集と元田らの批判」を参照。

日本教育会で「徳育に付ての一案」と題する演説を行い、神道・儒教・仏教・キリスト教に基づいた徳育を全国の公立中小学校に導入することを主張し、「徳育論争」と呼ばれる事態を引き起こした。加藤は「学者や教育家が道德哲学論などより抜抄して編輯したゴタマゼ主義の教科書杯では決して出来るものでない。道理づめに固めた教科書杯で出来るものでない」と繰り返し指摘し、倫理科を設置し西洋倫理学に基づいた徳育を施そうとした森文政の方針を批判している。では、なぜ宗教に頼らなければならないのか。「徳育は元来智識によるものではなく、主に感情に依るものでありますから、何としても難有い畏ろしいと云ふ最も不可思議なる本尊様がなければなりません」と彼は捉えている¹²。

宗教の「本尊様」を用いるか否かというプラクティカルな次元の主張はさておき、智識や道理では通用せず、感情喚起こそが徳育にとって必須であるという加藤の論理は、宗教主義的徳育に反対する陣営の論者のなかにおいてもある程度共有されていた。そのうちの一人は西村茂樹である。真正面から加藤に反論し、合理主義的立場から宗教（儒教を含まない）による徳育を斥ける西村は、他方では、「宗教ノ最モ貴ブ所は尊信ニアリ」とし、「道德ヲ行ハントスルニハ、教フル者学ブ者モ、共ニ深ク其道ヲ尊信セザルベカラズ」と述べている¹³。すなわち、宗教に頼らない場合でも、宗教への信仰と同じ次元・レベルの「尊信」の感情を喚起して始めて、国民が社会秩序を守ること、社会に良き「品行風俗」を確立することができるという。「尊信」にこだわった西村は、『倫理書』編纂から排除された後、やがて修身教科書の勅撰を謀り、「尊信」を皇室に求める方向に走って行った。

森の依頼を受けて『倫理書』の初版を批評した福沢諭吉も、「尊信」の視点から同書を批判している。福沢は森宛の手紙において次のように述べている。「徳教の書は、古聖賢の手になり、またその門に出でしものにして、主義のいかにかわらず、天下後世の人がその書を尊信するは、その聖賢の徳義を尊信するがゆえなり……倫理教科書は文部省撰とあり。省中何人の手になりしや。その人は果して完全高德の人物にして……天下衆人の尊信を博するに足るべきや」¹⁴。このように、倫理道德の書の編纂には「尊信」が必要であると認めつつ、それが政府にできることではないというのが福沢の主張である。

上記のような批判を受けたにもかかわらず、『倫理書』は、「尊信」的要素を取り入れるどころか、むしろ理論的性格を徹底し、自らの趣旨を「倫理」という範疇に規定する形で開き直った。「倫理ハ原理ニシテ、道德ハ法則ナリトスルヲ得ベシ。而シテ此書ハ、道德教育ノ法ヲ主トスル者ニ非ズシテ、単ニ倫理ノ標準ヲ明ニスルニアリ」という加筆¹⁵が、編纂側のスタンスをよく物語っているといえよう。

4. 結び―「倫理」の挫折と「修身」の復権―

前述した地方長官会議での論調に象徴されるように、『倫理書』をはじめとする森文政下の徳育政策を否定する文脈から、天皇の権威による「標準」・「主義」の一定化が求められていった。その結晶が教育勅語である。勅語発布の二年後には、森が制定した「尋常師範学校ノ学科及其程度」が改正された。倫理学を教える教科であるという誤解を避け、「徒ニ

¹² 加藤弘之『徳育方法案』（哲学書院、1887年）、12頁。

¹³ 西村茂樹『日本道德論』訂正二版（井上円成、1888年）、60頁。

¹⁴ 福沢諭吉「読倫理教科書」（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第12巻、岩波書店、1970年所収）。

¹⁵ 1888年10月に出版された『倫理書』の冒頭に新たに付けられた「凡例」における記述である。

理論ニ馳セス専ラ躬行実践ヲ目的トシテ、人倫道徳ノ要領ヲ授クルヲ以テ主眼トセサルヘカラス」という理由で、森文政の徳育理念が込められた倫理科が消され、修身科が復権されることになった¹⁶。

明治維新にともなう社会の支配的価値体系の動揺から、1880年代前半における儒教の再興を図る徳育の破綻を経て、それに取って代わる森文政の登場に至るまで、徳育の方針は常に国民形成という時代課題を包摂しながら、議論されていた。森文政期の徳育改革における修身科の廃止は、ただでさえ徳育方針に懸念を覚えた教育界に戸惑いを募らせたと思われる。西洋のエシックスという学問が「倫理学」として受容されたばかりの明治社会において、そもそも「倫理」とは何かを含め、様々な疑問が飛び交っていた¹⁷。そのため、『倫理書』出版ひいてはその編纂開始以前から、徳育の「標準」を問い、それを求めるような社会的空気がすでにあった。西村の『日本道徳論』といい、その後の徳育論争といい、そうした「標準」探しをテーマとしていたといえる。その中で、森文政の徳育政策の産物として生まれた倫理科教科書は、各方面を納得させる「標準」を定めたのだろうか。

答えは非である。確かに、『倫理書』においては「自他並立」という概念が「標準」として提示されている。その点では、文部省が徳育論争の「標準」探しの流れに乗りかかってしまったという見方もできるかもしれない。しかし、それらの「標準」のあいだにおける非対称性を看過してはならない。この時期の日本社会からは、いわゆる「国教」創立のための「標準」と、行為の正邪善悪を判断するいわば倫理的「標準」が交錯したような事態を看取することができる。前者の場合は、「尊信」の感情の喚起（宗教の「本尊様」にせよ、「国体」・「皇祖皇宗」にせよ）を回路として、国民の道徳的規範を定めていく。そのアプローチは、後の「国民道徳」の基盤たる家族国家観を支えるウェットな感情の強調を核とする。それと比べて、後者の場合における「標準」は、知の判断の領域を出ることがないゆえに、きわめてドライなものであり、前者の意味でいえば、「標準」にたりえない理屈にすぎない。その点でいえば、「尊信」的要素を最後まで排した『倫理書』は、「国民道徳」にはなりえない。また一方で、「尊信」の感情に頼らない場合、何をもって道徳の実践を喚起するのかという問題に対して、『倫理書』の編纂側は必ずしも明確な答えを提示できず、地方指導層や民衆の現実から浮き上がった側面も無視できない。

国民の道徳教育の基礎をどこに求めるのかという時代課題をめぐって、徳育の「標準」／「主義」という言葉を一見共有しながら展開された諸論議は、実は様々な次元においてすれ違っていった。どの教説・学説も「標準」として議論できる一方で、文部省をも含む誰の提起した「標準」も不動の地位を確立することはできない。「標準」という言葉自体の持つ両義性は、道徳教育そのもののアンビバレンスを物語っている。「道徳ノ標準」が求められていた森有礼文政期ひいては教育勅語発布前夜に現出したのは、ある種の同床異夢の構造を有した、混沌たる開かれた論争空間にほかならない。

¹⁶ 1892年7月11日文部省令第8号「尋常師範学校ノ学科及其ノ程度」。文部省総務局調査課編『師範教育関係法令の沿革』続編（調査資料第10集）。

¹⁷ 世間の反応について、能勢栄は次のように回顧している。「当時未タ倫理ノ何事ナルカヲ知ラザル者多ク、或ル地方庁ヨリ文部省ヘ其ノ意義ヲ聞キ合セタルコトアリ、予曾テ地方ニ在リシトキ倫理ノ意義ヲ質問セラタルコト屡アリシ」。能勢「道徳ト倫理トノ間ニ何程ノ差異アルヤ」（『教育評論』第1号、1888年9月）。